

金額が同じ…

あれ? 上がってる?

いえ、生活保護基準は引き下げられています!

2014年4月、2回目の引き下げが行われました。

審査請求

やってみよう

みんなて声をあげよう!!

復習

ここがひどい
基準引き下げ!

- 最大1割(平均6.5%)の引き下げ幅!
- 子育て世代ほど、たくさん下がる
- 「物価が下がったから」って、ホントにそう?
- 生活保護を利用する96%の家庭が対象!
- 当事者の意見を聞かずに決めた!

結局、どうなってるの?

消費税増税にあわせて、2.9%の引き上げもされてます。
引き下げと引き上げが同時に実施。つまり…

基準引き下げ分 < 消費税でアップ分 → 保護費 **増**

基準引き下げ分 = 消費税でアップ分 → 保護費は同じ

あれ? 引き下げがなければ、もっと保護費は上がってたってこと?

基準引き下げ分 > 消費税でアップ分 → 保護費 **減**

エー! 消費税分さえも、カバーされてないの??

その
とおり
です!

保護費が、増額したり、変わってないように見えても、
みんな、保護基準引き下げにより、実は損してます。
騙されないで!

昨年8月の引き下げ時には、どれくらいの人が手続きしたの?

全47都道府県で、10654件の審査請求がありました。
150世帯に1世帯が審査請求したことになります。(10654/1590249世帯)
これは、生活保護法史上最多の数です。(これまでは最大1068件)

これだけ多くの人が、声をあげました!

そうはいつでも、結局なにも変わってないのでは?

いいえ、次のような影響がありました。

- ★ **住民税非課税基準**が、保護基準引き下げに連動して引き下げられるところ、1年間は引き下げなしになりました!
- ★ **最低賃金**も、変更なしの可能性がありましたが、上昇しています!

多くの利用者が声をあげたことで、さらなる影響に一定の歯止めがかかり、みんなの暮らしが守られています。

昨年8月に審査請求しなかったけど、今回はできるの?

手続としては別ですので、前回に審査請求してなくても、できます!

審査請求の具体的なやり方やひな形は裏面  をどうぞ。



お問い合わせや連絡はこちらへ!

「審査請求やってみよう」HP

<http://ameblo.jp/seiho-shinsaseikyuu/>

連絡フォーム、Q&Aなどは
こちらからどうぞ!



【呼びかけ】

生活保護基準引き下げにNO! 全国争訟ネット
(電話 072-970-2236)

※問合せ・連絡はなるべくネットからお願いします。

審 査 請 求 書

提出日	2014年 月 日				
提出先	都・道・府・県 知事 宛 (都道府県名を書いてください)				
住 所					
氏 名		印鑑		年齢	歳
審査請求をする処分	(保護決定通知書を見て書いてください) 2014年 月 日に、 福祉事務所長がした <input type="checkbox"/> 保護変更決定 <input type="checkbox"/> 保護停止決定 <input type="checkbox"/> 保護廃止決定				
処分を知った日	(保護決定通知書を受け取った日を書いてください。) 2014年 月 日				
審査請求についての教示の有無及び内容	(保護決定通知書に、審査請求手続についてのことが書いてありますか。) <input type="checkbox"/> ある(内容は上記保護決定通知書のとおり) <input type="checkbox"/> ない				
処分に対して私が言いたいこと					

第1 審査請求の趣旨

上記「審査請求をする処分」記載のとおり決定を取り消すとの裁決を求めます。

第2 審査請求の理由

生活保護基準引き下げの第2段階が実施され、このままでは、憲法25条にいう健康で文化的な人間らしい生活ができません。また、消費増税を含む物価動向をふまえて2.9%の基準引き上げがなされているとしても、同時に第2回目の引き下げが行われているので、不利益を被っていることは明らかです。

詳しくは「処分に対して私が言いたいこと」を読んでください。

〈審査請求書の提出方法〉

提出するもの

この「審査請求書」に必要事項を記入して、2枚コピーをとり、印鑑を押印してください。4月分の保護決定通知書もコピーしてください。 ※なくした場合は、なくても構いません。



どこに出す？

地元の福祉事務所、あるいは都道府県庁の担当部署に持参・郵送してください。

いつまでに？

保護決定通知書を受け取った翌日から60日以内です。

審査請求書の提出についてのQ&A

福祉事務所に提出に行ったら、「うちでは受け付けない。県庁に行け」と言われました。どうしたらいいの？

行政不服審査法第17条1項で、審査請求は処分庁（福祉事務所）を経由してできる、とされています。また、昨年8月の審査請求の際に、受付をしようとしめない福祉事務所が続出したので、厚生労働省も「、「審査請求人が都道府県知事宛の審査請求書を福祉事務所に提出した場合には、福祉事務所において、当該審査請求書を都道府県知事に送付していただくこととなります。」という通知を出しました。

従って、福祉事務所でも審査請求を受け付けるべきものです。

もちろん、直接、県庁に持っていたり、郵便で送ったりしてもかまいません。

福祉事務所に提出に行ったら、「保護費が増えているのに、審査請求なんてできないよ！」と言われました。どうしたらいいの？

生活保護費が増えているとしても、生活保護基準引き下げにより損（不利益）を受けていることには変わりません。審査請求をすることができます。また、保護決定通知書の下部か裏面に、「この決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から60日以内に審査請求ができます」と、小さい字で書いてあるはずです。

それでも、福祉事務所で受付がされない場合は、すぐに厚生労働省に電話して改善指導を求めて下さい。

担当：社会援護局保護課審査係

電話番号 03-5253-1111(代表) 内線2822(審査係)

保護決定通知書をなくしてしまった！ もう審査請求できない？

保護決定通知書をなくしてしまっても、審査請求はできます。

処分の内容は、生活保護が打ち切られたのであれば「変更」です。

処分の日付や処分を知った日については、覚えている範囲で書いて下さい。どうしても、正しい内容を知りたいなら、福祉事務所に聞いてみることもできます。